

「多可町部落差別の解消の推進に関する条例（案）」パブリックコメント実施要領

「多可町部落差別の解消の推進に関する条例（案）」への意見を募集します。

平成28年12月に部落差別の解消の推進に関する法律が施行されました。

この法律は、現在もなお部落差別が存在していることを国が認め、部落差別は許されないとの認識のもと、国と県、市町の責務を明らかにし、部落差別の解消を推進することで部落差別のない社会を実現することを目的としています。

法律の背景には情報化の進展により、インターネット上に差別を助長するような情報が掲載されるという問題が発生するなど、今もなお偏見による差別が存在している現実があります。

このような状況のなか、多可町では、この法律の趣旨に沿い町としての取組を定めた条例を制定することを目的として多可町部落差別解消推進条例制定委員会を設置し委員の皆様にご議論していただき「多可町部落差別の解消の推進に関する条例（案）」を策定していただきました。

つきましては、広く町民の皆さんからのご意見を募集します。

1. 資料

- 多可町部落差別の解消の推進に関する条例（案）
- 意見記入用紙

2. 募集期間

- 令和2年2月3日（月）～令和2年2月18日（火）

3. 閲覧場所・時間及び意見記入用紙の配布場所

- 多可町隣保館（中ふれあいセンター）
〈生涯学習課人権啓発推進室〉《午前8時30分～午後5時15分》
- 加美コミュニティプラザ《午前8時30分～午後10時》
- 八千代コミュニティプラザ《午前8時30分～午後10時》
- 多可町ホームページ <http://www.town.taka.lg.jp>

4. 応募資格

- 町内に在住、在勤、在学している個人及び法人、その他の団体

5. 提出方法

- 多可町役場生涯学習課人権啓発推進室（多可町隣保館）へ郵送又は持参（持参の場合は、土日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分）
- 加美・八千代コミュニティプラザでも受付します。（受付時間は午前8時30分～午後10時）

- F A Xまたは電子メールによる送信
(件名を「多可町部落差別の解消の推進に関する条例(案)への意見」としてください。)
- 応募締め切り 令和2年2月18日(火) 必着

6. 提出様式

- 所定の意見記入用紙を参照のうえ、記入し提出してください。
- 別の任意様式(用紙)での提出も受け付けますが、案件名・住所・氏名・電話番号を必ず明記してください。

7. 提出上の注意

- ご意見は日本語に限ります。
- 電話・来庁による口頭でのご意見はお受けできません。

8. 提出いただいたご意見の取扱い

- ご提出いただいたご意見は、条例に反映されるかを検討し、その結果と町の考え方について、後日、町のホームページでお知らせします。ただし、趣旨が不明瞭なもの、意見募集の内容に関わらないもの等については、町の考え方をお示しできない場合があります。
- ご提出いただいたご意見に対して、個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ご提出いただいたご意見等をまとめるため、必要に応じて抜粋や要約を行うことがあります。
- 取得しました個人情報、当該業務以外には使用しないほか、公表することはありません。

◆お問い合わせ先

多可町役場 生涯学習課人権啓発推進室(多可町隣保館)

〒679-1115

兵庫県多可郡多可町中区天田340-1

TEL: 0795-32-1389

FAX: 0795-32-1389

電子メール: jinken@town.taka.lg.jp